

インボイス発行事業者の登録を取り消す場合などに提出すべき書類



- 次のケースに応じて、必要な書類を提出してください。
- なお、個人事業者が死亡や事業廃止した場合、法人が清算終了や合併消滅した場合には、「適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書」の提出は不要です。

(個人事業者の方)

ケース		提出すべき書類	
死亡や事業廃止と関係なく、インボイス発行事業者の登録を取り消す場合		適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書 （注1）	
事業者が死亡した場合	被相続人がインボイス発行事業者の場合	適格請求書発行事業者の死亡届出書 （注2）	左記届出書のほか、所得税関係の書類として、 ・ 個人事業の開業・廃業等届出書 ・ 所得税の青色申告の取りやめ届出書 （注6）
	被相続人がインボイス発行事業者でない場合	個人事業者の死亡届出書 （注2、3）	
事業者の死亡以外の理由により事業を廃止した場合		事業廃止届出書 （注4、5）	

(法人の方)

ケース		提出すべき書類	
清算終了や合併消滅と関係なく、インボイス発行事業者の登録を取り消す場合		適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書 （注1）	
清算終了した場合		事業廃止届出書 （注5）	左記届出書のほか、法人税や所得税関係の書類として、 ・ 異動届出書 ・ 給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書
合併により法人が消滅した場合		合併による法人の消滅届出書	

注1 提出日の翌課税期間の初日から登録は失効します。ただし、翌課税期間の初日から起算して15日前の日を過ぎて提出した場合には、その失効の日は翌々課税期間の初日となります。

注2 相続人が相続による事業承継を機にインボイス発行事業者の登録を行う場合、別途「適格請求書発行事業者の登録申請書」の提出も必要となります。

注3 被相続人の消費税申告に当たり付表7を提出した場合、「個人事業者の死亡届出書」の提出は不要です。

注4 事業の一部廃業のため、インボイス発行事業者の登録を取り消さない場合、「事業廃止届出書」の提出は不要です。

注5 事業廃止により「消費税課税事業者選択不適用届出書」、「消費税課税期間特例選択不適用届出書」、「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」、「任意の中間申告書を提出することの取りやめ届出書」又は「消費税申告期限延長不適用届出書」に事業を廃止した旨を記載して提出した場合には、他の不適用届出書等及び「事業廃止届出書」の提出は不要です。

注6 青色申告の承認を受けていない場合、「所得税の青色申告の取りやめ届出書」の提出は不要です。